

令和3年度

公益財団法人神戸市産業振興財団
事業概要

経 済 観 光 局

目 次

I. 財団設立の趣旨	1
II. 財団の概要	
1 名称	2
2 設立年月日	2
3 所在地	2
4 基本財産	2
5 組織及び職員数	2
6 役員	3
III. 定款	4
IV. 令和2年度事業報告	
1 事業報告	12
2 事業別収支明細書	20
3 正味財産増減計算書	21
4 貸借対照表	22
5 財産目録	23
6 事業別収入明細書	24
7 事業別支出明細書	25
8 収支計算書	26
9 財務状況の推移	27
V. 令和3年度事業計画	
1 事業計画	28
2 経営改善の取組状況	34
3 事業別予定収支明細書	36
4 予定正味財産増減計算書	37
5 予定貸借対照表	38
6 事業別予定収入明細書	39
7 事業別予定支出明細書	40
8 収支予算書	41
VI. 令和2年度主要事業計画・実績比較	42
VII. 主要事業の推移（平成30年度～令和2年度）	43

I. 財団設立の趣旨

日本経済の情報化・高度化が著しく進展し、急速な技術革新が進むなか、神戸市産業が21世紀に向けて、より活力に富んだ成長を遂げるためには、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる産業への構造転換および各企業における経営基盤の強化が肝要である。とりわけ、神戸経済において大きな役割を担っている中小企業は、持ち前の機動性、創造性を十分に発揮しつつ、神戸経済をリードする役割を果たすことが期待されている。

このような状況において、各企業の自助努力を促進しつつ、従来にも増して新しい時代に対応した人材育成、情報力・技術力の強化等高度な支援サービスの展開が求められている。また、社会の新しいニーズを先取りする事業活動を行う創業まもない企業を支援することも、創意あふれる神戸経済の発展において重要である。

このような時代の要請に円滑に対応するには、市、産業界および学界が一体となり、各界の人材の交流およびノウハウの融合を通じて総合的な支援事業を展開することがきわめて効果的である。

このようなことから、産・学・官の連携に基づき、神戸市産業の情報化、高度化を推進することにより、市内産業の基盤強化と振興をはかり、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として「財団法人神戸市産業振興財団」を平成4年3月に設立したものである。

なお、平成13年4月から、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターとしての指定を受け、より一層の神戸経済の発展に努めている。

また、平成23年4月1日付で、公益財団法人に移行した。

II. 財団の概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1 名称 | 公益財団法人 神戸市産業振興財団 |
| 2 設立年月日 | 平成4年3月13日 |
| 3 所在地 | 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター6階 |
| 4 基本財産 | 636,054,675円(神戸市全額出捐) |
| 5 組織及び職員数 | |
| (1) 組織 | |

(注)・は、神戸市派遣職員。また、○は神戸市退職職員を表す。
(令和3年7月1日現在)

理事長	常務理事	総務部長	総務グループリーダー	ユニットリーダー
富山 明男 (神戸大学大学院工学研究科教授)	・瀬合 達也	・牛尾 紀夫	・木村 貴洋	元川 美雪
		施設管理担当部長 ○福田 孝夫	財務グループリーダー ・奥町 卓大	
			施設管理グループリーダー ○福田 孝夫	
		経営企画部長(兼) ・瀬合 達也	企画グループリーダー 中村 千夏	ユニットリーダー 小堀 哲
		戦略産業担当部長 岡田 俊治	イノベーショングループリーダー(兼) 中村 千夏	ユニットリーダー(兼) 小堀 哲
		航空機産業担当部長 茨木 久徳		
		経営支援部長 ・中田 博幸	経営支援グループリーダー ・西寄 康彦	
			成長支援担当グループリーダー 菊地 浩	
		ビジネス開発部長 ・八木 美咲	ビジネス開発グループリーダー ・前田 健太	
			シユースグループリーダー 平野 雅彦	

(2) 職員数

(令和3年7月1日現在)

所 属	区 分	常 務	部 長	グループ リーダー	ユニット リーダー	職 員	嘱託等	合 計
総 務 部	総務グループ	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1	6 (3)
	財務グループ			1 (1)		1		2 (1)
	施設管理グループ		1	※1			2	3
経営企画部	企画グループ		※1 (1)	1	1			2
	イノベーショングループ		2	※1	※1	2		4
経営支援部	経営支援グループ		1 (1)	2 (1)		3	1	7 (2)
ビジネス開発部	ビジネス開発グループ		1 (1)	1 (1)		4		6 (2)
	シューズグループ			1			2	3
合 計		1 (1)	6 (3)	7 (4)	2	11	6	33 (8)

(注)※は兼務・事務取扱。()内は、神戸市派遣職員で内数。 アルバイト含まず。

6 役員

(令和3年7月1日現在)

役員の種類別	氏名(敬称略)	所属団体及び役職名
評 議 員	阿知波 規之	(一社)神戸市機械金属工業会 会長
評 議 員	小田 俱義	(公財)神戸ファッション協会 会長
評 議 員	高 四 代	神戸市商店街連合会 会長
評 議 員	長田 庄太郎	神戸商工会議所 貿易部会長
評 議 員	永吉 一郎	(株)神戸デジタル・ラボ 代表取締役
評 議 員	西村 順二	甲南大学経営学部 教授
評 議 員	森 有 美	弁護士
評 議 員	西尾 秀樹	神戸市経済観光局 局長 兼企画調整局 医療・新産業本部長
理 事 長	富山 明男	神戸大学大学院工学研究科 教授
常務理事	瀬合 達也	神戸市経済観光局 担当部長
理 事	大 西 巧	(一社)兵庫県信用金庫協会 常務理事
理 事	桂田 重信	神戸市商工団体総連合会 会長
理 事	清 水 稔	三菱重工業(株)神戸造船所 所長代理
理 事	関口 幸明	神戸商工会議所 理事・事務局長
理 事	高石 圭悟	三菱電機(株)神戸製作所 総務部長
理 事	廣田 章光	近畿大学経営学部 教授
理 事	宮 本 要	(公社)兵庫工業会 専務理事
理 事	村上 昭二	(公財)新産業創造研究機構 技術移転部門長
理 事	吉 岡 治	神戸市小売市場連合会 会長
監 事	高島 章光	弁護士
監 事	佐藤 毅	(株)三井住友銀行公務法人営業第二部 副部長

Ⅲ. 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市産業振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市における事業者の経営革新、人材育成、産学官連携、創業及び貿易などの促進等により、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業等の支援に関する事業
- (2) 神戸市が設置する公の施設の管理運営等に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

- 3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を評議員会において説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 4 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 6 第4項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (任期)
- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員に対する報酬等)
- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 評議員に対する費用弁償の基準
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された2名が、これに記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以下

- 3～6 (略)

:別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額等
投資有価証券等	636,054,675円

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和3年6月18日から施行する。

IV. 令和2年度事業報告

1 事業報告

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために経済活動の抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅に景気が後退した。製造業においては国外の需要回復等により持ち直しの動きが見られる一方で、飲食業や宿泊業等においては営業時間の短縮や国際的な人の移動の制限等の影響により、深刻な状況となっている。また、デジタル化による組織やビジネスモデルの変革等が中小企業の喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、当財団は、市の産業振興行政の一翼を担う団体として、厳しい状況にある中小企業を支援するため、市や関係団体との連携を緊密にし、イノベーションの創出、起業・創業の支援、新分野進出の支援、販路開拓・拡大の支援、人材確保・育成の支援、経営課題の解決等の各種施策を推し進めた。また、市施設の指定管理者として、神戸市産業振興センターの利用促進とサービス向上に取り組むとともに、第5期(令和3年度～7年度)の指定管理者に選定された。

新型コロナウイルス感染症関連の新規支援として、国・県・市の支援策の広報・周知をはかるため、これまで支援してきた企業を対象にアンケートや各種の情報提供等を行うとともに、市等と協力して経営者が気軽に立ち寄れる相談窓口を設置した。さらに、テレワーク環境の整備等新たな経営課題を、ICTを活用して解決しようとする中小企業を支援するため、専門家を派遣するとともに、ICT導入支援助成を実施した。また、多大な影響を受けている業界団体や希望のあった個社へきめ細やかな支援を行った。

この他、事務局組織についても見直し、組織のフラット化や情報の共有化をはかり、中小企業支援に効率的に取り組める組織体制を構築した。

1. 公益目的事業

(1) 中小企業等支援事業

ア イノベーションの創出

交流型事業創造サロン「神戸起業操練所」

一般起業家、企業・社会人、教育機関・学生、またクリエイティブな人材等、多様な人材が交流・融合する「場と機会」を提供し、新規事業の立ち上げと新事業の成長を支援した。

神戸市が取り組む「都市型創造産業の集積」事業の一翼を担うべく、クリエ

イティブ人材の育成や企業とのマッチングメニューを用意し、積極的な支援に取り組んだ。

・メンバー数（令和3年3月末時点）：1,567名

・支援プログラム

起業・新事業相談：315件

クリエイター起業相談：9件

セミナー・交流会：31回

連続プログラム：全2回

(Projection KOBE, デザインシンキングワークショップ)

協業等プロジェクト：全1回（六甲バター㈱ビジネスアイデアコンテスト）

メンバー間マッチング：52件（成立19件）

地元企業マッチング：5件

・新事業・新規企業数：63件

イ 起業・創業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

神戸市内の中小企業支援機関が、創業支援を行うチームを組み、それぞれの強みを生かして、起業・開業に関するセミナーや様々な課題を解決するための専門相談、経営サポート付オフィスの提供等、開業に特化した支援を行った。

産業競争力強化法の支援制度に基づき、コーディネータ8名を配置して相談体制を強化したほか、夜間相談や新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン相談を実施し創業者数の増加に取り組んだ。また、民間媒体を活用し、創業事例の発信と訪問相談による事後フォローに取り組んだ。

・相談件数 906件（新規相談者数311名）

・創業件数 103件

・創業基礎セミナー 189名

(イ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供等

将来の神戸経済を担う起業家の育成・支援をはかるため、神戸市産業振興センター内に「創業準備オフィス」、「スモールオフィス」、「企業育成室」を設置し、低廉な事業スペースの提供と経営支援を行った。

支援実績

・創業準備オフィス（13ブース）：起業を準備する段階

卒業 4社 新規入居 4社（年度末入居状況：6/13室）

・スモールオフィス（16室）：起業し事業を始めた段階

卒業 3社 新規入居 3社（年度末入居状況：13/16室）

・企業育成室（6室）：事業化し、成長を始めた段階

卒業 1社 新規入居 0社（年度末入居状況：6/6室うち市利用2室）

- ・入居率 74.3%

ウ 新分野進出の支援

(ア) 航空機産業参入支援事業

航空機産業担当部長を継続配置し、神戸航空機クラスター研究会を通じた以下の支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により航空機産業を取り巻く環境が大きく変化したことから、新分野進出の支援にも取り組んだ。

- ・大手川下企業への営業活動やビジネスマッチングへの出展に関するアドバイスの実施
- ・内部監査の実施等、品質保証体制の整備に関するアドバイスの実施
- ・生産管理方法の改善に向けた会員個社指導の実施
- ・新分野進出支援（空飛ぶクルマ用部品の開発等）

(イ) 水素産業参入支援事業

戦略産業担当部長を継続配置し、神戸水素クラスター勉強会を通じた以下の支援を実施した。

- ・大学や大手企業による講演会、水素産業関連施設への見学会を通じた最新情報の提供
- ・大手川下企業とのビジネスマッチングの場の提供
- ・水素産業に参入するための技術開発のマネジメントや情報収集に関する支援
- ・技術開発のための補助金申請支援

(ウ) 海洋産業参入支援事業

将来的に成長の可能性がある海洋関連産業について、地元中小企業の参入機運を高めるため、以下の支援を実施した。

- ・市内企業へのニーズヒアリング
- ・海洋産業（市場）のニーズの情報収集
- ・水中コネクタ試作開発支援

エ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 神戸発・優れた技術

優れた技術や製品を有する市内中小企業者（令和2年度より認定対象に製造業だけでなく情報サービス業等を追加）を調査・発掘し、「神戸発・優れた技術」として認定するとともに、初回認定から10年を経過した認定企業の技術の再認定を行った。（令和2年度新規認定より、認定期間を5年に短縮）。

また、認定企業の技術・製品や強みをわかりやすく紹介した冊子やウェブサ

イト等により，国内トップレベルにある優れた技術を有する企業が市内に集積していることを全国に発信し，販路開拓・拡大や人材確保・育成等の支援を行った。

- ・新規認定 8社(うち情報サービス業等4社)
- ・更新認定 2社
- ・認定企業数 126社(令和3年3月31日現在)

(イ) 神戸セレクション

神戸らしいお洒落で良質な商品を公募・選定し，インターネットショッピングモールや百貨店で展示販売会等を行い，新たな神戸ブランドの創出，販路拡大を支援した。

14年目となる令和2年度は，「神戸セレクション. 2020」を全国の百貨店等で展示販売するとともに，楽天市場やえらべるモール(えらべる倶楽部ショッピングサイト)に出展して販路開拓に努めた。

- ・百貨店での展示販売会
売上額 約3億100万円(15回 計86日間)
- ・インターネットモールでの展示販売会
売上額 約9億4,000万円(50日間)

(ウ) 大手企業等とのビジネスマッチング

中小企業の主要な経営課題である「販路開拓」を支援するため，大手企業等とのビジネスマッチング等を行った。

① 成長産業分野への中小製造業の参入促進支援

航空機産業や水素産業等今後成長が期待される産業分野において，他機関のビジネスマッチング事業を活用し，大手川下企業へ市内中小製造業を紹介するとともに，事業化支援を実施した。

② 新たな中小企業販路開拓支援事業

神戸商工会議所と連携してバイヤー招聘個別商談会の開催や駅ナカ等の販売チャレンジパイロットショップの運営を行った。

- ・個別商談会 商談回数 10回
商談件数 167件
- ・販売チャレンジパイロットショップ31社に販売機会(延べ98日間)を提供。

オ ものづくり人材確保・育成の支援

(ア) 無料職業紹介事業「KOBEM無料職業紹介所(はたらこうべ)」

人手不足に悩む中小製造業者のものづくり人材の確保を支援するため，無料職業紹介事業により，工業高等専門学校や工業高校，大学等と連携し，神戸地

域で働きたい方と中小製造業者のマッチングを行った。

- ・マッチング件数 44件(採用12件)

(イ) 人づくり研修

体系的な研修の実施が困難な中小製造業者における人材の育成と定着を支援するため、若手従業員やリーダー等を対象とした基礎研修を行った。

- ・受講者数 154人

(ウ) 工業高校生の中小企業へのインターンシップ

市内中小製造業者と市立工業高校（科学技術高校，神戸工科高校）との連携により，インターンシップや企業実習を通じて，優れた技術力を発揮するものづくり人材の育成を支援した。

- ・インターンシップ 受入企業 11社 参加者 28名
- ・企業実習 受入企業 1社 参加者 31名

(エ) 神戸マイスター

神戸市が「神戸マイスター」として認定した全国的に通用する卓越した技術・技能者について、「神戸マイスター交流サロン」等の実施により，その社会的認知の向上をはかるとともに，「ゲストティーチャー制度」等を活用した後進の指導等により，優れた技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援した。

- ・神戸マイスター交流サロン開催 1回
- ・ゲストティーチャー派遣 4校 37名

(参考)

- ・神戸マイスター認定 60職種 122名（平成5年度創設後累計）
- ・神戸アグリマイスター 17名認定（平成18年度創設後累計）

カ 経営課題の解決支援

(ア) 専門家派遣

中小企業等に対して必要な専門家を派遣し，新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする多様な経営課題解決を支援した。また，利用促進のため，新規利用者を対象とした無料体験キャンペーンを行った。

① 商店・工場等個別企業に対する専門家派遣

新製品開発等の経営革新をはじめとした経営力の向上への取り組みや，店舗計画に関する相談等を支援した。

〔派遣企業数〕 経営革新	55件	226回
食の神戸	4件	25回
I S O 認証取得支援	1件	10回

I T導入支援 25件 116回

② 団体等に対する専門家派遣

経営計画の策定や共同事業等に取り組む商店街・小売市場の活性化等を支援した。

〔派遣団体数〕 商業まちづくり 4件 19回

(イ) 出張型中小企業成長支援事業

次代の有望企業を発掘・支援していくために、地元金融機関と連携し、出張型の中小企業成長支援を実施した。ヒアリングによりニーズを把握した上で、支援策の提案や柔軟な支援を行った。

・訪問件数 200社

(新規101社, 複数回訪問99社, 事業承継掘り起こし訪問37社)

・訪問後の支援メニュー利用・橋渡し件数 61社81件

(ウ) 100年経営支援事業(事業承継支援)

中小企業の事業承継の円滑化をはかるため、企業ヒアリングや専門家の訪問相談を通じて事業承継のニーズの掘り起こしや、専門家による支援、後継者不在企業と起業家等外部人材とのマッチングに取り組んだ。

・訪問企業数 72社

・専門家支援 24社(後継者が決まっている企業も含む)

・マッチング成立件数 令和2年度までの累計で5社が成立、
うち3社が譲渡済み

(エ) ワンストップ相談窓口

市内中小企業者の様々な経営課題に対応するため、神戸商工会議所等と連携して経営や金融に関する窓口相談や弁護士、技術士による専門家相談を行った。

金融相談窓口では、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策資金制度をはじめ新型コロナウイルス感染症関連の制度融資等の案内を行った。

金融・経営等総合相談 9,907件(金融2,166件, 経営等7,741件)

専門家相談 83件(弁護士51件, 技術士32件)

(オ) 新型コロナウイルス感染症関連支援情報の提供等

新型コロナウイルス感染症関連の国・県・市の中小企業支援施策の周知をはかるため、当財団がこれまで支援してきた企業を対象に、アンケートを実施し、電話による情報提供等を行った。

アンケート回答企業 99件

また、神戸市等と協力して中小企業の経営者が気軽に相談できる窓口を設置した。

設置期間 5月29日～6月30日 相談件数 389件

(カ) セミナー・研修

神戸市産業振興センター内において、ソフトウェア研修を実施した。

ソフトウェア研修 133講座, 受講者 1,035名

(キ) 産学官連携事業

① 神戸生産技術研究会

機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心に、大学、大手企業の研究所、公設試験研究機関等の研究者が加わった産学官の技術研究グループ「神戸生産技術研究会」において、生産システム・加工技術・情報処理技術等をテーマにした講演会を開催した。なお、コロナ禍による影響を鑑み、見学会は中止した。

・定例会 7回（講演会7回(オンライン併用), 見学会0回)

② 神戸産学官交流会

新たな事業展開や技術開発に意欲的な企業の経営者等、産学官交流に理解のある学識経験者および行政が加わった「神戸産学官交流会」において、講演会を実施した。なお、コロナ禍による影響を鑑み、見学会は中止した。

・定例会 6回（講演会6回(オンライン併用), 見学会0回)

(2) 施設の管理運営

神戸市産業振興センターの管理運営

市内産業振興をはかる拠点施設の第4期指定管理者（平成29年度～令和2年度）として、施設の利用促進をはかるとともに、顧客サービスの向上に努めた。

また、第5期（令和3年度～7年度）の指定管理者に選定された。

<具体的な内容>

- ・無料貸出備品の拡充（ホール用高輝度プロジェクター, WEBカメラ, 卓上アクリル板等）
- ・貸館利用案内や中小企業支援情報等を提供するデジタルサイネージの導入
- ・会議室のマイクロホンシステムデジタル化および照明LED化
- ・使用料収入 23,922千円

区 分	会議室(11室)	ホ ー ル	レプションルーム(2室)	合 計
利用日数 (日)	189	78	264	
利用率 (%)	63.4	53.8	88.6	
利用人数 (人)	119,545	55,580	12,010	187,135

注：利用率＝（利用日数÷稼働日数）×100

稼働日数について、ホールは耐震化工事期間を除き 145 日、会議室およびレセプションルームは新型コロナウイルスによる休館期間を除き 298 日で算出。ただし、1/14～2/28 は、新規の夜間予約を停止した。利用日数について、レセプションルームは金融相談窓口としての使用を含む。

2. 収益事業等

(1) 施設事業

神戸市産業振興センター内においてレストランと自動販売機を設置し、施設利用者の利便性の向上をはかった。

(2) シューズ産業販路開拓支援事業

神戸市の委託を受けてケミカルシューズ産業の販路開拓支援として、展示会出展支援を、ネット販売では楽天サイトの運営を行った。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い多大な影響を受けているケミカルシューズ産業界を対象として「ウィズコロナ時代のシューズ産業セミナー」を神戸市と共同開催した。また希望のあったセミナー参加企業への個別支援を行った。

3. 法人会計

(1) ICT 導入支援助成事業

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、市内中小企業(製造業を除く)のテレワーク環境の整備や非対面型ビジネスモデルへの転換等を支援するため、国の IT 導入補助 2020 を活用して実施する事業費の一部を助成した。

助成実績 1 件

2 事業別収支明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	収 入	支 出	収支差額
公益目的事業会計	408,294,317	409,056,708	△ 762,391
中小企業等支援事業	272,889,325	277,351,261	△ 4,461,936
イノベーション創出・創業支援事業	73,545,972	73,419,633	126,339
販路開拓・拡大支援事業	74,404,352	74,559,339	△ 154,987
人材確保・育成支援事業	22,005,592	21,958,092	47,500
経営課題解決支援事業	102,933,409	107,414,197	△ 4,480,788
施設管理運営事業	130,409,089	131,705,447	△ 1,296,358
産業振興センター管理運営事業	130,409,089	131,705,447	△ 1,296,358
共通	4,995,903	0	4,995,903
収益事業等会計	68,147,411	70,082,814	△ 1,935,403
施設事業	5,543,703	7,479,106	△ 1,935,403
シューズ産業販路開拓支援事業	31,257,556	31,257,556	0
その他事業	31,346,152	31,346,152	0
法人会計	44,293,464	42,801,923	1,491,541
管理業務	44,293,464	42,801,923	1,491,541
合 計	520,735,192	521,941,445	△ 1,206,253

3 正味財産増減計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	7,137,003
特定資産運用益	9,554
事業収益	225,081,018
受取補助金	276,242,420
受取負担金	6,852,329
受取寄付金	1,667
雑収益	1,308
賞与引当金戻入額	11,540,119
経常収益計	526,865,418
(2) 経常費用	
事業費	481,926,403
管理費	44,451,792
経常費用計	526,378,195
評価損益等調整前当期経常増減額	487,223
特定資産評価損益等	0
評価損益等計	0
当期経常増減額	487,223
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	487,223
法人税、住民税及び事業税	122,000
当期一般正味財産増減額	365,223
一般正味財産期首残高	125,386,605
一般正味財産期末残高	125,751,828
II 指定正味財産増減の部	
基本財産運用益	7,137,003
一般正味財産への振替額	△ 7,138,670
当期指定正味財産増減額	△ 1,667
指定正味財産期首残高	636,067,443
指定正味財産期末残高	636,065,776
当期正味財産増減額	363,556
正味財産期首残高	761,454,048
III 正味財産期末残高	761,817,604

4 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	226,309,860	未払金	87,777,611
未収入金	170,048	前受金	4,096,191
未収金	4,449,806	預り金	11,292,720
前払費用	1,055,449	賞与引当金	10,021,004
流動資産合計	231,985,163	流動負債合計	113,187,526
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	45,292,050
投資有価証券	628,168,372	固定負債合計	45,292,050
預金	7,886,303	負債合計	158,479,576
基本財産合計	636,054,675		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	11,101	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	45,292,050	寄付金	636,054,675
普通預金	6,517,050	受贈什器備品	11,101
特定資産合計	51,820,201	(うち基本財産への充当額)	(636,054,675)
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(11,101)
什器備品	437,141	指定正味財産合計	636,065,776
その他固定資産合計	437,141	2. 一般正味財産	
固定資産合計	688,312,017	一般正味財産	125,751,828
		(うち基本財産への充当額)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(6,517,050)
		正味財産合計	761,817,604
資産合計	920,297,180	負債及び正味財産合計	920,297,180

5 財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	226,309,860	未払金	87,777,611
現金	90,000	神戸市精算返還金等	
預金	226,219,860	前受金	4,096,191
三井住友銀行 他		神戸セレクトジョン選定企業参加負担金等	
未収入金	170,048	預り金	11,292,720
シューズ産業事業における3月度売上等		神戸セレクトジョン百貨店催事の売上等	
未収金	4,449,806	賞与引当金	10,021,004
神戸市受託事業の精算等		職員の翌年度の6月賞与分	
前払費用	1,055,449		
令和3年度にかかる傷害保険料等の諸経費			
流動資産合計	231,985,163	流動負債合計	113,187,526
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	45,292,050
投資有価証券	628,168,372	固有職員分	
ノルウェー輸出金融公社債	100,000,000	固定負債合計	45,292,050
第62回利付国庫債券(20年)	99,088,219	負債合計	158,479,576
第62回利付国庫債券(20年)	99,136,390	(正味財産の部)	
神戸市平成25年度第1回公募公債(10年)	200,000,000	正味財産合計	761,817,604
第401回大阪府公募公債(10年)	29,943,763		
ユーロ円建バワリバースデュアル債	100,000,000		
定期預金(但馬銀行)	7,886,303		
基本財産合計	636,054,675		
特定資産			
什器備品	11,101		
中小企業基盤整備機構受贈1件			
退職給付引当資産 定期預金	45,292,050		
神戸信用金庫 他			
普通預金	6,517,050		
特定資産合計	51,820,201		
その他固定資産			
什器備品	437,141		
神戸市産業振興センター備品			
その他固定資産合計	437,141		
固定資産合計	688,312,017		
資産合計	920,297,180	負債及び正味財産合計	920,297,180

6 事業別収入明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	その他収入
公益目的事業会計	408,294,317	29,274,457	133,869,804	234,742,593	10,407,463
中小企業等支援事業	272,889,325	29,274,457	3,460,715	234,742,593	5,411,560
イノベーション創出・創業支援事業	73,545,972	9,075,845	70,000	58,988,567	5,411,560
販路開拓・拡大支援事業	74,404,352	12,218,772	3,000,000	59,185,580	0
人材確保・育成支援事業	22,005,592	462,000	390,715	21,152,877	0
経営課題解決支援事業	102,933,409	7,517,840	0	95,415,569	0
施設管理運営事業	130,409,089	0	130,409,089	0	0
産業振興センター管理運営事業	130,409,089	0	130,409,089	0	0
共通	4,995,903	0	0	0	4,995,903
収益事業等会計	68,147,411	8,107,648	55,699,458	4,339,000	1,305
施設事業	5,543,703	5,542,403	0	0	1,300
シューズ産業販路開拓支援事業	31,257,556	2,565,245	24,353,306	4,339,000	5
その他事業	31,346,152	0	31,346,152	0	0
法人会計	44,293,464	0	4,981,980	37,160,827	2,150,657
管理業務	44,293,464	0	4,981,980	37,160,827	2,150,657
合 計	520,735,192	37,382,105	194,551,242	276,242,420	12,559,425

7 事業別支出明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	合 計	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	409,056,708	115,214,773	293,841,935
中小企業等支援事業	277,351,261	109,274,257	168,077,004
イノベーション創出・創業支援事業	73,419,633	26,359,847	47,059,786
販路開拓・拡大支援事業	74,559,339	32,719,423	41,839,916
人材確保・育成支援事業	21,958,092	14,289,582	7,668,510
経営課題解決支援事業	107,414,197	35,905,405	71,508,792
施設管理運営事業	131,705,447	5,940,516	125,764,931
産業振興センター管理運営事業	131,705,447	5,940,516	125,764,931
共通	0	0	0
収益事業等会計	70,082,814	19,108,149	50,974,665
施設事業	7,479,106	0	7,479,106
ショールーム 産業販路開拓支援事業	31,257,556	18,181,280	13,076,276
その他事業	31,346,152	926,869	30,419,283
法人会計	42,801,923	28,738,843	14,063,080
管理業務	42,801,923	28,738,843	14,063,080
合 計	521,941,445	163,061,765	358,879,680

8 収 支 計 算 書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	6,335,667
特定資産運用収入	9,554
事業収入	225,081,018
補助金収入	276,242,420
負担金収入	6,852,329
雑収入	1,308
事業活動収入計	514,522,296
2. 事業活動支出	
事業費支出	475,126,427
管理費支出	41,138,028
事業活動支出計	516,264,455
小 計	△ 1,742,159
法人税、住民税及び事業税支出	122,000
事業活動収支差額	△ 1,864,159
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
基本財産預金取崩収入	801,336
特定資産取崩収入	5,411,560
投資活動収入計	6,212,896
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	5,141,170
固定資産取得支出	413,820
投資活動支出計	5,554,990
投資活動収支差額	657,906
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	△ 1,206,253
前期繰越収支差額	130,024,894
次期繰越収支差額	128,818,641

9 財務状況の推移

(平成30年度～令和2年度)

(単位:千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	元→2増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	△ 8,041	702	487	△ 215
		経常収益	543,410	552,151	526,866	△ 25,285
		うち公益	415,424	428,447	411,010	△ 17,437
		うち公益以外	127,986	123,704	115,856	△ 7,848
		経常費用	551,451	551,449	526,379	△ 25,070
		うち事業費(公益)	425,131	431,676	410,749	△ 20,927
		うち事業費(公益以外)	88,215	79,753	71,178	△ 8,575
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	38,105	40,020	44,452	4,432
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	経常外収益	100,000	0	0	0	
	経常外費用	100,000	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	122	122	122	0	
	当期一般正味財産増減額	△ 8,163	580	365	△ 215	
	一般正味財産期首残高	132,969	124,806	125,386	580	
	一般正味財産期末残高	124,806	125,386	125,751	365	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△ 2	△ 2	△ 2	0
		指定正味財産増加額	105,007	6,495	7,137	642
		指定正味財産減少額	105,009	6,497	7,139	642
うち一般正味財産振替額		△ 105,009	△ 6,497	△ 7,139	△ 642	
指定正味財産期首残高		636,072	636,070	636,068	△ 2	
指定正味財産期末残高		636,070	636,068	636,066	△ 2	
正味財産期首残高		769,041	760,876	761,454	578	
当期正味財産増減	△ 8,165	578	363	△ 215		
正味財産期末残高	760,876	761,454	761,817	363		
貸借対照表	資産合計	938,575	893,437	920,297	26,860	
	流動資産	250,317	204,906	231,985	27,079	
	固定資産	688,258	688,531	688,312	△ 219	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	177,699	131,984	158,479	26,495	
	流動負債	136,475	86,422	113,187	26,765	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	41,224	45,562	45,292	△ 270	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	760,876	761,454	761,817	363	
	指定正味財産	636,070	636,068	636,066	△ 2	
一般正味財産	124,806	125,386	125,751	365		

V. 令和3年度事業計画

1 事業計画

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が大幅に抑制され、大きく落ち込んでいる。昨年4月、本年1月から2月に発令された緊急事態宣言を受けて、外出の機会の減少や営業時間の短縮等が進むとともに、国際的な人の移動の制限によるインバウンド需要の消失により、飲食業や宿泊業等は深刻な状況となっている。

また、製造現場をはじめ、あらゆる業種の事業推進の場において、新型コロナウイルス感染症対策を機に、デジタル化による組織やビジネスモデルの変革が急務となる等中小企業の経営変革ニーズはかつてないほど高まっている。

このような状況の下、当財団では地域の中小企業の成長・発展を支援するため、地域の関係機関・団体との連携をさらに強化しつつ、市の産業振興行政の一翼を担う団体として、経営課題の解決、販路開拓・拡大の支援、新分野進出の支援、起業・創業の支援、人材育成の支援等の各種施策を着実に推進していく。

令和3年度は、厳しい経済情勢の下、新たに起業や商品開発等販路開拓に取り組む中小企業等を積極的に支援するため、新規事業として①食のスタートアップ支援事業、②ふるさと納税返礼品・新商品開発支援事業、販売チャレンジパイロットショップや専門家派遣、100年経営支援事業の拡充をはかるほか、中小企業のデジタルトランスフォーメーションや事業開発に資するため、新たな産官学の連携によるソリューションの提供に注力する。

また、神戸市産業振興センターの第5期指定管理者として、引き続き利用促進とサービス向上に努める。

1. 公益目的事業

(1) 中小企業等支援事業

ア 起業・創業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

目的：創業の裾野を拡大する

施策：当財団が中心となる支援機関との連携によるセミナー、専門相談、オフィス（インキュベーション施設）の提供等の実施

(イ) 食のスタートアップ支援事業

目的：飲食店の開業支援

施策：・令和3年4月26日開業の神戸三宮阪急ビル内の阪急オアシス神戸三宮店地下1階キッチン&マーケットの一区画について、飲食店の起業を目指している方に対し、チャレンジ場所の提供
・神戸開業支援コンシェルジュコーディネータの派遣

(ウ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供等

目的：創業希望者や創業期企業を育成する

施策：・神戸市産業振興センター内での事業スペースの提供
・専門家による経営支援

イ 新分野進出の支援

(ア) 航空機産業参入支援事業

目的：今後大きく成長することが見込まれる航空機産業への地元中小製造業の参入をさらに促進する

施策：将来に向けた一貫生産体制の構築を目標に、地元中小製造業グループの品質保証体制や製造技術力強化等の支援

(イ) 水素産業参入支援事業

目的：今後長期的に成長することが見込まれる水素関連産業への地元中小製造業の参入を促進する

施策：事業化支援や実証事業を通じた大手メーカー等からの受注促進

ウ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 神戸発・優れた技術

目的：認定企業の販路開拓等を支援する

施策：・引き続き優れた技術や製品を有する市内中小企業を、「神戸発・優れた技術」として認定
・初回認定から5年ごとに認定企業の技術を再認定
・認定企業の技術・製品や強みをわかりやすく紹介する広報媒体により、全国に発信
・販路開拓・拡大や人材確保・育成等の様々な支援

(イ) 神戸セレクション

目的：神戸らしいお洒落で良質な商品を公募・選定し、新たな神戸ブランドの創出、販路開拓・拡大の支援をはかる

施策：インターネットショッピングモールや百貨店等での展示販売会等の実施

(ウ) 大手企業等とのビジネスマッチング

目的：中小企業の主要な経営課題である「販路開拓」を支援する

施策：国内外市場の動向等に関する調査等も踏まえた大手企業等とのビジネスマッチング等の実施

① 成長産業分野への中小製造業の参入促進支援

・航空機産業や水素産業等今後成長が期待される産業分野において、大手川下企業と技術シーズの提案が可能な市内中小製造業とのマッチング

② 新たな中小企業販路開拓支援事業

・市営地下鉄の駅構内スペース等を活用した「販売チャレンジパイロットショップ」の運営

(エ) ふるさと納税返礼品・新商品開発支援事業

目的：中小企業のふるさと納税返礼品・新商品企画開発力の向上および販路開拓を支援する

施策：ふるさと納税返礼品の新商品企画開発経費の一部を補助するとともに、新商品企画開発セミナーを開催

エ 人材育成の支援

(ア) 人づくり研修

目的：体系的な研修の実施が困難な中小企業における人材の育成と定着を支援する

施策：若手従業員やリーダー等を対象とした基礎研修に加えて、成長志向の高い企業向けに、対象者を経営者層にも広げて最先端のノウハウの蓄積可能なメニューとして、幅広い業種を対象に実施

(イ) 神戸マイスター

目的：市が「神戸マイスター」と認定した全国的に通用する卓越した技術・技能者の社会的認知の向上をはかる

優れた技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援する

- 施策：・「神戸マイスターフェスティバル」「神戸マイスター交流サロン」等の実施
- ・「ゲストティーチャー制度」等での後進指導

オ 経営課題の解決支援

(ア) 専門家派遣

目的：中小企業等に必要な専門家を派遣し、経営に関する多様な課題の解決を支援する

- 施策：・国の認定にかかる「経営力向上計画」等の作成と認定応募を目標に経営力強化に取り組みたい企業の相談について、財団職員が専門家とともに対応
- ・個別企業：経営革新，開業，ITツール等の導入，ISO認証取得等
- ・団体・グループ：商店街・小売市場の活性化等

(イ) 出張型中小企業成長支援事業

目的：地元金融機関と連携し、次代の有望企業を発掘・支援する

- 施策：企業へのヒアリングによりニーズを把握し、支援策の提案や柔軟な支援を展開

(ウ) 100年経営支援事業

目的：中小企業の事業承継の円滑化をはかり、サプライチェーンの鍵となる企業や地域に根付いた価値ある企業を次世代に引き継ぐ

- 施策：・企業ヒアリングによる事業承継ニーズの掘り起こし
- ・専門家の訪問支援によるプッシュ型支援を実施
- ・後継者不在企業と起業家等外部人材とのマッチングを実施
- ・実績豊富なマッチングの専門家を配置し、マッチング強化

(エ) ワンストップ相談窓口

目的：市内中小企業者の様々な経営課題に対応するための相談および案内を行う

- 施策：・「ひょうご・神戸経営相談センター」（神戸商工会議所，（公財）ひょうご産業活性化センターと連携）における，県・市・商工会議所等支援施策の総合的な案内

- ・神戸商工会議所と連携した、経営・金融に関する相談等
- ・技術士による専門家相談（技術士会と連携）

（オ）セミナー・研修

目的：中小企業に従事する人材の能力向上をはかる

施策：パソコン講座のほか、中小企業支援機関等と連携し神戸市産業振興センターにおいて、セミナー・研修を開催

（カ）産学官連携事業

① 神戸生産技術研究会

目的：機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心に、大学、大手企業の研究所、公設試験研究機関等の研究者が加わった産学官の技術研究グループが、技術交流および中小企業への技術移転を推進

施策：生産システム・加工技術・情報処理技術等をテーマにした研究会や見学会の開催

② 神戸産学官交流会

目的：新たな事業展開や技術開発に意欲的な企業の経営者等、産学官交流に理解のある学識経験者、および行政が加わった「神戸産学官交流会」において、知識・情報・技術および人材の交流を促進し、地域産業の活性化

施策：講演会や幹事会等の会場の提供

（２）施設の管理運営

神戸市産業振興センターの管理運営

令和３年度は、第５期指定管理の１年目

引き続き、中小企業振興の総合的な拠点施設として会議室、レセプションルーム等の利用促進をはかるとともに、利用者の視点に立った、より安全・安心で快適なサービスを提供

<具体的な内容>

- ・デジタルサイネージシステム導入による効率的な貸館利用案内並びに中小企業支援情報、市政情報等の発信力強化
- ・託児のための会議室使用料減免
- ・会議室のカーペット・クロスの更新および照明LED化等

2. 収益事業等

(1) 施設事業

神戸市産業振興センターにレストランと自動販売機を設置し、施設利用者の利便性を向上

(2) シューズ産業販路開拓支援事業

神戸市から受託するケミカルシューズ産業の販路開拓支援事業

① 「神戸シューズ」のインターネット販売

② 販売催事等への出展

等による支援

2 経営改善の取組状況

神戸市の中小企業支援センターとして、中小企業の様々なニーズに対応した個社支援を効果的・効率的に実施していくため、以下の観点から経営改革に取り組んでいる。

(1) 中小企業支援サービスの充実

神戸市や関係機関との役割分担の明確化および連携強化により、施策の相互補完、事業の効率化、相乗効果の発揮をはかっている。

- ① 神戸市産業振興センターに「ひょうご・神戸経営相談センター」を設置。新型コロナウイルス感染症対策等国・県・市・商工会議所等の支援施策の総合的案内を行っている。
- ② 厳しい経済情勢の下、新たに起業や商品開発等販路開拓に取り組む中小企業等を積極的に支援するため、食のスタートアップ支援事業、ふるさと納税返礼品・新商品開発支援事業に新規着手するほか、販売チャレンジパイロットショップの拡充をはかる。
- ③ 中小企業のデジタルトランスフォーメーションや事業開発に資するため、新たな産官学の連携によるソリューションの提供に注力する。
- ④ 市と連携し、民間専門人材（ビジネスプロデューサー）と財団職員が、市内中小企業等を訪問、事業課題解決のための具体的な企画提案、実行支援を行う。また、これらの活動を通じて職員の育成、中小企業等の支援機能の強化をはかる。

(2) 組織力強化と業務効率向上

中小企業支援を機動的かつ組織的に展開するため、より組織内の連携をはかりやすいフラットな組織体制への移行を進めている。

- ① 商業・ものづくり支援部、創業・新事業支援部を廃止。新たに経営支援部、ビジネス開発部を設置。
- ② 組織のフラット化をはかるため、課を廃止し、新たにグループ制を導入。
- ③ マイクロソフト 365 を活用し、財団の保有する中小企業情報を共有するデータベースの構築。
- ④ 経験豊富な中小企業診断士を人材育成専門官として委嘱し、職員の企業支援の現場対応力の向上をはかるための研修の実施。
- ⑤ 民間人材の積極的な登用。

また、組織力強化のため、①固有職員の人材登用計画や②業務実績が給与に適切に反映される新たな人事評価システムの検討を行っている。

(3) 財政基盤の強化

事務事業の見直しに努めるとともに、自主事業の拡大等財政基盤の強化をはかっている。

3 事業別予定収支明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収支差額
公益目的事業会計	427,455	427,471	△ 16
中小企業等支援事業	294,729	298,588	△ 3,859
イノベーション創出・創業支援事業	50,876	52,361	△ 1,485
販路開拓・拡大支援事業	140,261	144,261	△ 4,000
人材確保・育成支援事業	16,328	16,929	△ 601
経営課題解決支援事業	87,264	85,037	2,227
施設管理運営事業	128,883	128,883	0
産業振興センター管理運営事業	128,883	128,883	0
共通	3,843	0	3,843
収益事業等会計	67,670	67,644	26
施設事業	9,239	9,152	87
シユーズ産業販路開拓支援事業	26,000	26,061	△ 61
その他事業	32,431	32,431	0
法人会計	36,715	36,059	656
管理業務	36,715	36,059	656
当期合計	531,840	531,174	666

4 予定正味財産増減計算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	5,489
特定資産運用益	10
事業収益	241,232
受取補助金	260,130
受取負担金	24,975
受取寄付金	2
雑収益	4
賞与引当金戻入額	9,901
経常収益計	541,743
(2) 経常費用	
事業費	503,413
管理費	37,692
経常費用計	541,105
評価損益等調整前当期経常増減額	638
評価損益等計	0
当期経常増減額	638
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	638
法人税、住民税及び事業税	122
当期一般正味財産増減額	516
一般正味財産期首残高	110,413
一般正味財産期末残高	110,929
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	0
基本財産運用益	5,489
一般正味財産への振替額	△ 5,491
当期指定正味財産増減額	△ 2
指定正味財産期首残高	636,060
指定正味財産期末残高	636,058
当期正味財産増減額	514
正味財産期首残高	746,473
III 正味財産期末残高	746,987

5 予定貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	192,419	未払金	50,000
未収入金	500	前受金	5,000
未収金	5,000	預り金	30,000
前払費用	1,300	賞与引当金	9,901
流動資産合計	199,219	流動負債合計	94,901
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	51,100
投資有価証券	628,969	固定負債合計	51,100
定期預金	7,085	負債合計	146,001
基本財産合計	636,054		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	5	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	51,100	寄付金	636,054
普通預金	6,517	受贈什器備品	4
特定資産合計	57,622	(うち基本財産への充当額)	(636,054)
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(6,522)
什器備品	93	指定正味財産合計	636,058
その他固定資産合計	93	2. 一般正味財産	
固定資産合計	693,769	一般正味財産	110,929
		(うち基本財産への充当額)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(6,517)
		正味財産合計	746,987
資産合計	892,988	負債及び正味財産合計	892,988

6 事業別予定収入明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:千円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	その他収入
公益目的事業会計	427,455	50,238	143,351	230,023	3,843
中小企業等支援事業	294,729	50,238	14,468	230,023	0
イノベーション創出・創業支援事業	50,876	8,003	0	42,873	0
販路開拓・拡大支援事業	140,261	33,500	13,664	93,097	0
人材確保・育成支援事業	16,328	540	804	14,984	0
経営課題解決支援事業	87,264	8,195	0	79,069	0
施設管理運営事業	128,883	0	128,883	0	0
産業振興センター管理運営事業	128,883	0	128,883	0	0
共通	3,843	0	0	0	3,843
収益事業等会計	67,670	10,235	57,431	0	4
施設事業	9,239	9,235	0	0	4
シューズ産業販路開拓支援事業	26,000	1,000	25,000	0	0
その他事業	32,431	0	32,431	0	0
法人会計	36,715	0	4,952	30,107	1,656
管理業務	36,715	0	4,952	30,107	1,656
合 計	531,840	60,473	205,734	260,130	5,503

7 事業別予定支出明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:千円)

科 目	合 計	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	427,471	100,044	327,427
中小企業等支援事業	298,588	97,800	200,788
イノベーション創出・創業支援事業	52,361	24,354	28,007
販路開拓・拡大支援事業	144,261	28,142	116,119
人材確保・育成支援事業	16,929	10,769	6,160
経営課題解決支援事業	85,037	34,535	50,502
施設管理運営事業	128,883	2,244	126,639
産業振興センター管理運営事業	128,883	2,244	126,639
共通	0	0	0
収益事業等会計	67,644	16,240	51,404
施設事業	9,152	300	8,852
シューズ産業販路開拓支援事業	26,061	14,165	11,896
その他事業	32,431	1,775	30,656
法人会計	36,059	25,811	10,248
管理業務	36,059	25,811	10,248
合 計	531,174	142,095	389,079

8 収 支 予 算 書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	4,688
特定資産運用収入	10
事業収入	241,232
補助金収入	260,130
負担金収入	24,975
寄付金収入	0
雑収入	4
事業活動収入計	531,039
2. 事業活動支出	
事業費支出	489,463
管理費支出	34,789
事業活動支出計	524,252
小 計	6,787
法人税、住民税及び事業税支出	122
事業活動収支差額	6,665
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
基本財産取崩収入	801
特定資産取崩収入	0
投資活動収入計	801
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	6,800
投資活動支出計	6,800
投資活動収支差額	△ 5,999
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	666
前期繰越収支差額	117,933
次期繰越収支差額	118,599

VI. 令和2年度主要事業計画・実績比較

事業名	事業計画	実績	備考
神戸起業操練所	100件	63件	新事業・新規企業数
開業支援コンシェルジュ等	145件	103件	創業件数
KOBE無料職業紹介所 (はたらこうべ)	100件	44件	マッチング件数
専門家派遣	36件	89件	派遣件数
神戸市産業振興センター 管理運営事業	384千人	187千人	利用者数

Ⅶ. 主要事業の推移（平成30年度～令和2年度）

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
神戸起業操練所	39件	76件	63件	新事業 ・ 新規企業数
開業支援 コンシェルジュ等	128件	117件	103件	創業件数
KOBE 無料職業紹介所 (はたらこうべ)	71件 (採用15件)	69件 (採用17件)	44件 (採用12件)	マッチング件数
専門家派遣	43件	47件	89件	派遣件数
神戸市産業振興センター 管理運営事業	376千人	335千人	187千人	利用者数